

令和2年 第2回臨時会

苫小牧港管理組合議会会議録

令和2年12月21日開催

苫 小 牧 港 管 理 組 合 議 会

令和2年 第2回臨時会
苫小牧港管理組合議会

令和2年12月21日（月曜日） 午後1時26分開会

○本日の会議に付議した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 報告第1号について

報告第1号 専決処分の承認を求めることについて

（苫小牧港管理組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する
条例）

日程第4 議案第1号から第2号について

議案第1号 苫小牧港管理組合港湾施設管理使用条例の一部を改正する条例について

議案第2号 苫小牧港管理組合収入金徴収条例の一部を改正する条例について

○出席議員（10人）

1番	赤根 広介 君	6番	神戸 典臣 君
2番	池田 謙次 君	7番	木村 司 君
3番	岩田 薫 君	8番	富岡 隆 君
4番	太田 憲之 君	9番	牧田 俊之 君
5番	沖田 清志 君	10番	遠藤 連 君

○説明員出席者

管 理 者	岩倉 博文 君
専任副管理者	佐々木 秀郎 君
副 管 理 者	福原 功 君
総 務 部 長	小名 智明 君
施 設 部 長	道脇 正則 君
港湾政策室長	三田 弘志 君
政策推進課長	山崎 直人 君
総 務 課 長	阿部 保 君
計 画 課 長	京野 勇一 君
業務経営課長	白川 友秀 君
会計管理者兼出納室長	細谷 則之 君
総 務 課 長 補 佐	佐藤 敦史 君

施 設 課 長 補 佐 小 亀 巧 君

監 査 委 員	佐 藤 敏 君
監 査 委 員 事 務 局 長	桜 田 齋 君
監 査 委 員 事 務 局 主 幹	鍛 冶 貴 宏 君
監 査 委 員 事 務 局 副 主 幹	長 崎 洋 子 君

○事務局職員出席者

事 務 局 長	阿 部 保 君
庶 務 係 長	佐 藤 敦 史 君
議 事 係 長	内 山 隼 典 君
書 記	豊 田 卓 也 君

○開会

○議長（遠藤 連君） これより本日をもって招集されました、令和２年第２回臨時会を開会いたします。

○開議

○議長（遠藤 連君） それでは、本日の会議を開きます。

○会議録署名議員の指名

○議長（遠藤 連君） 日程第１「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第８５条の規定により、議長において、神戸典臣君及び木村司君を指名いたします。

○会期の決定

○議長（遠藤 連君） 日程第２「会期の決定」を議題といたします。

本臨時会の会期は、本日１日間といたしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 連君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は、本日１日間と決定いたしました。

○報告第１号 専決処分の承認を求めることについて（苫小牧港管理組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）

○議長（遠藤 連君） 次に、日程第３、報告第１号「苫小牧港管理組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて」を議題といたします。
説明を求めます。

総務部長、小名智明君。

○総務部長（小名智明君） 報告第１号「苫小牧港管理組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について専決処分の承認を求めることについて」御説明申し上げます。

議案等の１ページを御覧ください。

本報告につきましては、本来、議会で御審議いただくべきものでございますが、諸般の事情により、令和２年１１月３０日に地方自治法第１７９条第１項の規定により、専決処分したものでございます。

この条例は、国家公務員の給与改定に鑑み、一般職の職員の期末手当の支給割合を引き下げるため、関係規定を整備するものでございます。

改正内容につきましては、議案等９ページ及び１０ページにお示しのとおりであります、再

任用職員及び会計年度任用職員以外の職員に対する期末手当の年間支給割合を0.05月分引き下げ、現行の3.05月分から3月分とするものでございます。

あわせて、本給与改定を行うにあたって必要となる一般会計、特別会計及び全会計における所要額を試算したのももお示しいたしましたので、御参照願います。

以上、報告第1号について御説明申し上げます。

御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（遠藤 連君） ただいまの説明に関し、御質問等ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 連君） なければ、本件を承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 連君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、承認することに決定いたしました。

○議案第1号 苫小牧港管理組合港湾施設管理使用条例の一部を改正する条例について

○議長（遠藤 連君） 次に、日程第4、議案第1号「苫小牧港管理組合港湾施設管理使用条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

説明を求めます。

専任副管理者、佐々木秀郎君。

○専任副管理者（佐々木秀郎君） 議案第1号「苫小牧港管理組合港湾施設管理使用条例の一部を改正する条例について」御説明申し上げます。

議案等の11ページを御覧ください。

このたびの改正は、港湾施設の指定管理に関する規定において、その対象を勇払マリーナに限定しておりますが、苫小牧国際コンテナターミナルの管理運営に指定管理者制度を導入できるよう、指定管理が可能な施設として別表に示すなど、必要な規定を整備するものでございます。

なお、この条例の施行日は、公布の日でございます。

以上、議案第1号について御説明申し上げます。

御審議の上、御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（遠藤 連君） これより質疑に入ります。

ただいまの説明に関し、質疑はございませんか。

太田憲之君。

○議員（太田憲之君） それでは、私から、議案第1号苫小牧港管理組合港湾施設管理使用条例の一部を改正する条例について、関連して何点かお聞きしたいと思います。

この条例改正の理由といたしまして、苫小牧国際コンテナターミナルの管理運営に指定管理者制度を導入できるよう、関係規定を整備するとの御説明がございました。

私も苫小牧港管理組合の議員として、先月、先進的な運営を行っております他港のコンテナターミナルに赴き、管理運営の状況について調査してまいりました。

視察先の北九州港では、指定管理としての港湾施設の維持管理・使用許可業務等を担い、一方、新潟港におきまして、港湾運営会社としてコンテナターミナルの一体的な管理・運営を行っているなど、各港の特色に応じてそれぞれ異なる制度を利用し、課題に取り組んでいることなどが分かったところであります。

そこで、苫小牧港のコンテナターミナルにおきまして、指定管理者制度を導入することとなった目的と、なぜこのタイミングだったのかを併せてお聞かせ願います。

また、指定管理制度ということですので、その指定管理の選定方法、またはどのようなスケジュールで行っていくのか。また、指定管理の期間については、どのような期間を想定しているのかもお聞きしたいと思います。

次に、全国の外貿コンテナ取扱個数ランキングにおきまして、平成30年の実績では、苫小牧港が9位となっておりますが、横浜港や新潟港など、全国の港湾の中で実に10の港湾がコンテナターミナルにおきまして、港湾運営会社制度を運用している状況であります。今回、港湾運営会社ではなくて、指定管理者制度とした理由をお聞かせ願います。

○議長（遠藤 連君） 答弁を求めます。

専任副管理者、佐々木秀郎君。

○専任副管理者（佐々木秀郎君） 今回の条例改正に関しまして、幾つか御質問ございました。特に、コンテナターミナルの指定管理者制度導入の目的ですとかタイミング、スケジュール等、それから、それに続きまして、なぜ指定管理者制度を今回採ることにしたのかという御質問もありました。関連しますので、まとめて回答をさせていただきたいと思います。

まず、コンテナターミナルといいますのは、コンテナ船が係留します岸壁、そしてコンテナを荷下ろしする荷役機械、そして背後の荷さばき地、それから、コンテナやトラックの出入り管理のための管理システム、こういったいろいろな複数の港湾施設が一体となって、初めて機能を果たし得るものでございます。ターミナル全体の効率性ですとか、その施設の機能が十分に発揮されているかといったような点から、利用者であります船舶、トラック、そして荷主にとっても、その点が非常に重要なポイントとなっているということでございます。

こうしたことから、ターミナル運営の効率化という観点から見ますと、一つの組織がターミナル内における全ての施設を一体的に管理運営していくということが望ましいと考えており、このことにつきましては、現在、苫小牧のコンテナターミナルを運営しております、苫小牧港外貿コンテナ事業協同組合も共通の認識を有しているところでございます。

現時点におきまして、こういったコンテナターミナルを一体的に管理運営するという方法、制度といたしましては、地方自治法第244条の2で規定いたします指定管理者制度というものと、港湾法第43条の11に規定されております、港湾運営会社制度というものがございます。今の

後者の港湾運営会社制度というものが、指定された民間企業が国有港湾施設であります岸壁も含めて、コンテナターミナル内の全ての港湾施設を最長で30年間一括して借受け、港湾運営に関する業務を一元的に実現できる制度になっております。

この制度は、税制面の優遇措置や無利子貸付など各種支援措置を活用することができ、施設の使用料金も柔軟に設定し、コンテナ取扱量の増加に取り組むことができると。そういった意味では、ターミナルの一体的な管理運営に適した制度ということができますが、非常に長期間にわたっての貸付けになるということから、慎重な検討が求められると考えております。実際、他港において港湾運営会社制度を取り入れている事例におきまして、その契約内容は多岐にわたっております。

また、港湾運営会社を担う組織にとっても、現状の管理運営形態とは大きく異なっていくことが予想されますので、苫小牧港に適した管理運営形態を検討していただく必要があるほか、港湾計画の変更など、諸手続きがかなり長期間必要だということもありまして、導入にはさらなる検討の時間が必要と、現時点では考えております。

一方、今回取り入れようとしております指定管理者制度におきましては、法令上、国有港湾施設であります岸壁については貸付けすることができず、施設の利用料金についても、港湾管理者が条例で定めた額の範囲内で運用するということで、港湾運営会社制度と比較しますと経営の自由度は低くなりますが、5年間の貸付けが可能となり、現状よりも長期的な視点に立った管理運営が可能となってまいります。

今回、ガントリークレーンの日常的な維持管理も指定管理者に行ってもらうことを想定して制度づくりを行っており、ターミナル全体の一体管理に向けた第一歩として考えているところでございます。

なお、港湾運営会社制度を導入しています複数の港湾におきまして、その前段階におきましては、指定管理者制度を一旦活用するなど、一体的な管理運営の経験を積んでから、港湾運営会社制度に移行していると伺っているところでございます。

また、なぜ今かというこのタイミングにつきましてですが、事業協同組合におきましては、現在、利用者へのサービス向上やターミナル運営のさらなる効率化を図るために、株式会社化へ組織変更する手続きを進めているところであり、機を逸せず、このタイミングに合わせ、まずは指定管理者制度の導入を目指すということにした次第でございます。

また、その指定管理者の選定方法につきまして、現在想定しているものでございますが、今の事業協同組合、平成9年から現在に至るまで、地元の港湾運送事業者5社で構成する事業協同組合が運営を続けてきております。これまで、その対応を見ていまして、公益性の確保に努めながら経営を継続してきたと、我々としてもその実績を認めているところでございます。

また、事業協同組合が自ら管理棟であります事務所、それから荷役機械、管理システム等、相当な設備投資をこれまでにしており、また、その状況も効率的な荷役体制が確立されていると

思っております。

その意味で、他社が指定管理を苫小牧のコンテナターミナルで行うというのは、なかなかハードルが高いというようなことも考えておきまして、我々としては、今回は非公募で、この苫小牧外貿コンテナ事業協同組合、もしくはここが株式会社化された後には、その株式会社を指名していきたいと、このように現時点では考えております。

また、そのスケジュールについてでございますが、今日、条例改正が議決してお認めいただいた場合、1月に申請書類を受け、書類審査後、2月の第1回定例会で指定管理者候補者を議案として諮りまして、4月からの指定管理者制度の運用、来年度からの運用を図ってまいりたいと、このように考えております。

それから、想定される指定管理期間についてですが、制度上は5年までの指定管理期間を設定することができますが、今回は3年間を想定して今考えております。これは、ほかの港におきましても、経営状況の様子を確認していくということから、最初から5年ではなくて、少し短めに設定して、その後5年間に変わっていったという例もありますし、コンテナターミナルに関しますいろんな制度、先ほど港湾運営会社制度の話も御説明いたしましたが、国の定めます制度も再三変わってきていることから、今後また新たな制度設計がなされる可能性も鑑みまして、現在のところは3年を考えているところであります。

以上です。

○議長（遠藤 連君） 太田憲之君。

○議員（太田憲之君） 再度質疑をさせていただきたいと思います。

先日の視察先におきまして、コンテナターミナルの管理運営を行う民間企業の方からお話を伺ったところ、特に地方港ではコンテナの取扱個数が少ないことから、ターミナルの経営状況は厳しいものがあるやにお伺いをいたしました。

苫小牧港においても同様な課題があるのではと考えますが、指定管理者制度の導入によって指定管理者の経営が厳しい状況となる、そういったような懸念はないのかをお伺いいたします。

また、こういった港湾の運営に関しましては、アクシデントが付き物であります。想定外の事故等の際のリスク分担に関してはどのように考えているのかも、併せてお聞かせ願います。

○議長（遠藤 連君） 専任副管理者、佐々木秀郎君。

○専任副管理者（佐々木秀郎君） ただいまの太田議員からの指定管理者の経営が厳しい状況に陥ることはないのか、それから、なかなか想定されていないような事故や、そういったものに対するリスク分担の基本的な考え方について御質問がありましたので、お答えしたいと思います。

議員が御指摘のとおり、確かに他港におきましては、必ずしもその経営状態がいいとはいえないターミナル運営会社があるということは認識をしております。

その原因として想定されることなのですが、恐らくいろんな港ごとにその原因は違っているとは思いますが、当初想定していたとおりのコンテナ取扱個数の伸びが実際には実現できなかった

りとか、それから、契約で想定していなかったような大規模な施設の修理などが必要になったと、そういったものが考えられると判断をしております。今、コンテナ事業協同組合と、ある程度どういった設計をするかということに関して議論をしておりますが、その中では、現在の事業協同組合の支出入を前提としまして、それを基本的に多く変えていかない方向で制度の検討、打合せを行っているところでございます。

いずれにしても、毎年その指定管理者と我々港湾管理者の間でしっかりと打合せをしながら、毎年の事業計画を立てていくということが大事であって、そのことによって、指定管理者に過大な負担がかからないようにしてまいりたいというのが、港湾管理者としての考え方でございます。

なお、もう一つ、通常では想定し得ないような突発的なことに対する対応、リスク分担に関しての考え方ですが、基本的に、一義的には指定管理者さんのほうでお願いをするということになると思うのですが、特にガントリークレーンなんかに関しましては、我々自身が入れるやはり保険だとか、それから、指定管理者さんのほうで入っていただくような保険、こういったものが幾つかございます。今もその辺りの保険を双方でどういったところに掛けるのか、こういった話も打合せをしているところでございます。

いずれにしても、不測の事態が生じたような場合にあっては、我々港湾管理者と指定管理者の間で綿密な調整をしながら、協力しながら、そのリスクに備えていくという姿勢で臨んでいきたいと、このように考えているところです。

以上です。

○議長（遠藤 連君） 他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 連君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、反対、賛成の討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 連君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

それでは、議案第1号について、お諮りをいたします。

議案第1号を原案のとおり決することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 連君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

○議案第2号 苫小牧港管理組合収入金徴収条例の一部を改正する条例について

○議長（遠藤 連君） 次に、日程第4、議案第2号「苫小牧港管理組合収入金徴収条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

説明を求めます。

専任副管理者、佐々木秀郎君。

○専任副管理者（佐々木秀郎君） 議案第2号「苫小牧港管理組合収入金徴収条例の一部を改正する条例について」御説明申し上げます。

議案等の23ページを御覧ください。

このたびの改正は、延滞金に係る地方税法の改正により、用語の整理を行う等のため、関係規定を整備するものでございます。

なお、この条例の施行日は、令和3年1月1日でございます。

以上、議案第2号について御説明申し上げます。

御審議の上、御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（遠藤 連君） これより質疑に入ります。

ただいまの説明に関し、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 連君） なければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、反対、賛成の討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 連君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

それでは、議案第2号について、お諮りをいたします。

議案第2号を原案のとおり決することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 連君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

○閉会

○議長（遠藤 連君） 以上をもちまして、本議会に付議された案件は、全て議了いたしました。

閉会にあたりまして、一言御挨拶申し上げます。

本議会に付議された案件は、報告1件、議案2件ですが、皆様方の御協力により、滞りなく議了いたしましたことに、議長として厚く御礼を申し上げますとともに、議員各位の熱心な御審議を得ましたことに、重ねて御礼を申し上げます。

これをもちまして、令和2年第2回臨時会を閉会いたします。

御苦労さまでございました。

（了）

午後1時48分 閉会

上記のとおり会議の次第を記録し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

苫小牧港管理組合

議 長	遠 藤	連
署名議員	神 戸 典	臣
署名議員	木 村	司